

中国における鳥インフルエンザ A(H7N9) について

鳥インフルエンザ A(H7N9) のヒトへの感染症例の発生状況等について

- ① 鳥インフルエンザ A(H7N9) のヒトへの感染症例の発生状況については、WHO 西太平洋地域事務局平成 25 年 4 月 30 日 10:00 現在の情報に基づき次のとおり。

発生地域ごとの鳥インフルエンザ(H7N9)の感染患者等の発生状況（単位：人）

発生地域	患者	うち死亡
安徽省	4	1
福建省	2	0
河南省	4	0
湖南省	1	0
江蘇省	26	5
江西省	5	0
山東省	2	0
浙江省	46	6
北京市	1	0
上海市	34	12
台湾	1	0
合計	126	24

- 現段階で、126 人の感染患者のうち、回復・退院 24 人、入院 78 人、死亡 24 人となっている。
- これまでに確認された感染患者はすべて散発的な発生であり、継続的なヒトからヒトへの感染の証拠はない。

② 鳥インフルエンザ(H7N9)ウイルスに関する情報について

鳥インフルエンザ(H7N9)ウイルスに関しては、次の諸点が示唆されている（WHO 4 月 13 日、鳥インフルエンザ A(H7N9)に関するリスク評価）。

ア このウイルスは、3 つの異なる鳥インフルエンザウイルスの遺伝子から構成

イ 現在のところ、遺伝子分析では、このウイルスは、他のほとんどの鳥インフルエンザウイルスに比べ、ヒトを含む哺乳類に感染する能力は高いことを示唆

ウ このウイルスは、ノイラミニダーゼ阻害剤のうちオセルタミビル、ザナミビルには感受性が、アマンダジン、リマンダジンには耐性があるとされる。

エ このウイルスは、鳥において低病原性となる構造をしている。

③ WHO の勧告

WHO が発出している勧告（一部）は、次のとおり。

ア 臨床医及び衛生研究所専門者は、重症急性呼吸器感染症を呈している患者については、インフルエンザの感染を考慮すべきこと。

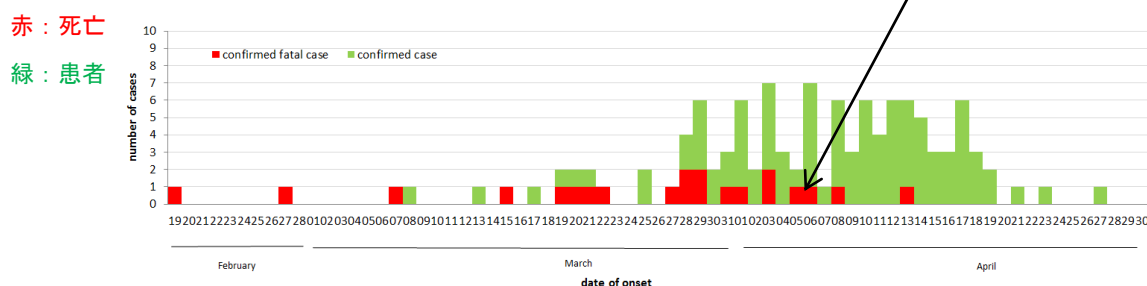
イ 臨床医は、標準的な感染制御の指針、さらにそのような患者の周囲の接触者に関する調査に注意すること。

ウ この標準的な指針は、重症急性呼吸器感染のクラスター（感染集団）及び重症呼吸器感染症の患者を診療する医療従事者におけるそのような感染についても適用されること。

エ WHO は、中国におけるこの感染症の発生に関して、入国時での特別なスクリーニングについては助言しないこと。また、あらゆる渡航制限や貿易制限が適用されることを勧告しないこと。

WHO 背景及び要約（4月5日）http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/update_20130405/en/index.html

<参考> 日ごとの発症曲線について（WHO、4月24日現在）



WHO 発生週報 http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/influenza_h7n9/Data_Reports/en/index.html

国及び県のこれまでの対応等について

1. 国のこれまでの対応について

(1) 鳥インフルエンザ A (H7N9) の法的な位置付け

感染症法上の「指定感染症」に指定（施行は5月6日）。その概要は参考資料2のとおり。

(2) 国の対応

① 厚生労働省では、中国の発生地域への渡航者に対して、この病気について注意喚起を行うとともに、不用意な動物との接触を避け、また、中国の発生地域からの到着時に発熱などの症状がある場合は、検疫所へ相談するよう、呼びかけているところ。（5月6日から「検疫感染症」としての対応が行われている。）

② その他の省庁では、その対応について、内閣官房で取りまとめの上、情報提供（「中国における鳥インフルエンザ（H7N9）感染の対応について」http://www.cas.go.jp/jp/influenza/tori_inf/index.html）している

- ③ 国立感染症研究所では、世界保健機関（WHO）及び国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関が提供している鳥インフルエンザ A(H7N9)に関する疫学情報等を和訳の上、提供している。

「インフルエンザ(H7N9)」<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu-a-h7n9.html>

2. 県のこれまでの対応について

- ① 県民に対して、県ホームページを通じた情報提供と注意喚起

（「鳥インフルエンザ関連情報」http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/avian_flu_top.html）

- ② 危機管理対策として、関係機関との情報共有等

- ③ 庁内情報連絡員会議における情報共有等

- ④ 県内の医療機関等との情報共有等

- ⑤ 青森県新型インフルエンザ等対策本部条例を4月13日（新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日）に施行したこと。